

島町麻雀倶楽部の決めごと

1、目的及び名称

当倶楽部は平成27年7月4日、結成され会員相互の親睦及び脳活性化トレーニングを図ることを目的に、名称を「島町麻雀倶楽部」とする。倶楽部の活動は、「賭けない、飲まない、吸わない」を大原則とし、さいたま市の長寿応援活動の一環として島町自治会館で行う。併せて自治会館使用規則を厳守する。

2、会員

- ①島町及び周辺自治会会員であることとする。
- ②入会は会員の3分の2以上の承諾を得ることとする。
- ③原則65歳以上の者であることとする。但し、60歳以上の場合でも会員の賛成があれば可とする。
- ④退会及び長期休暇者は会長に申告することとする。

3、会費

- ①会費は月500円、入会金500円とし、中途入会は翌月から徴収する。納入後の会費は返金しないものとする。
- ②会費の納入は、4月、7月、10月、1月の第一金曜日に3ヶ月分1500円を会計に納入する。
- ③会員が長期休暇の場合は会費を免除する。
- ④役満達成者は1回につき会費1ヶ月分免除する。

4、倶楽部に次の役員を置く。

- ①会長1名、庶務2名、会計1名、書紀1名
- ②役員任期は、2年とし、再任を妨げない。
- ③役員選任は3分の2以上の賛成を得ることとする。

5、役員職務

- ①会長は、全体総括。
- ②庶務は、全体企画運営、名簿作成、会場の確保、長寿応援シール配布。
- ③会計は、金銭の出納、決算書の作成。
- ④書記は、会議の議事録作成、大会記録等の集計

6、活動

倶楽部の活動を楽しむための運営は、下記の通りとする。

- ①活動日は、毎週金曜日とし、活動時間は13:00~17:00までとする（集合時間は12時50分）。ゲームは、16:30時点で進行せずに打ち切りとする。
- ②活動予定日に参加できない場合及び、不参加予定がある場合は、必ず事前に庶務に連絡すること。
- ③当日の組合せは、公平に割振りし、平均的に参加できるようにする。
- ④研修大会を年4回（6月、9月、12月、3月の末日の金曜日）開催する。但し、状況によって変更することもある。
- ⑤大会は平均得点の高い順に優勝、2位、3位、ブービー賞を設ける。
- ⑥年4回の研修大会の平均最高得点者を最優秀者として記念品を贈る。但し、平均最

高得点期間は、パソコンで記録しだした、平成29年9月を起点に翌年の6月までの4回大会を一括りとしているので、以後、それに準じて扱う。

⑦次回の研修大会の開催準備は、前大会の2位と3位が行う。

7、会計年度

①クラブの会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。会計報告及び承認、役員のおすすめ、決め事の改正については、4月の総会で行う。

②総会は4月の第2金曜日に行い、議長は会長が務める。

③その他、必要（会員3分の2以上の要請）に応じて臨時総会を行うことができる。

8、**会員死亡弔慰金**

会員が死亡した時は、クラブとして5000円を給付する。

9、その他

①会場の設営及び後片づけは全員で行い、使用後は元通りに整理整頓する。

②会場使用には防災に努め、終了後には電気の消灯、水道の止め栓、窓、ドアの施錠を確認する。

附則

この決め事は、平成27年7月4日から施行する。

この決め事は、平成29年7月14日から一部改正施行する。

この決め事は、令和1年8月1日から全部改正施行する。

この決め事は、令和3年2月12日から「8、**会員死亡弔慰金**」を加えて施行する。